



2018年3月9日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号:6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社の東芝総合人材開発株式会社(以下、HRD)に対して、訴訟の提起がなされた旨、3月8日に把握したことから、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. HRDが訴状を受領した日

2018年3月7日

#### 2. 訴訟提起の概要及び経緯

原告は、HRDの元従業員であり、2015年11月30日付で解雇されましたが、当該解雇の無効を主張するとともに、被告であるHRDに対し、2016年1月1日以降の賃金及び賞与の支払いを求めて訴訟を提起しました。

#### 3. 原告の概要

- (1) 氏名： 個人
- (2) 所在地： 東京都豊島区

#### 4. 訴訟の内容

原告は、HRDに対して労働契約上の権利を有することの確認と、2016年1月1日以降の賃金及び賞与並びにこれらに対する金利の支払いを求めております。

## 5. 当社子会社の概要

東芝総合人材開発株式会社

- (1) 所在地： 神奈川県横浜市港北区鳥山町555
- (2) 代表者： 竹中 直紀
- (3) 資本金又は出資金： 4,000万円
- (4) 事業内容：
  - ・教育研修の企画・立案・実施およびコンサルティングの提案
  - ・教育研修に関するサポートシステムの開発とサービスの提案
  - ・人材採用、配置に関する企画・立案、コンサルティングおよびこれらに関する施策の運営
  - ・研修施設の管理・運営

## 6. 今後の対応

提訴の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、本件訴訟が当社の業績に与える影響は軽微であり、2018年2月14日に公表いたしました2017年度業績見通しに変更はございません。

以上